

報告事項

「琵琶湖敷地の占用許可基準」の改正について

～都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例適用～

近年、イベント施設やオープンカフェの設置など水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした河川敷地利用に対する要請が高まってきています。

このため、琵琶湖敷地においても、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とし、都市再生や地域の活性化等に一層寄与すべく、治水上の観点などを踏まえ、個別に指定する区域*において河川敷地の占用許可を受けることができる占用主体及び設置することができる占用施設の範囲を一部拡大する「占用許可基準」の改正を予定（H29 年 4 月）。

* 都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる琵琶湖敷地の区域（「都市・地域再生等利用区域」という。）

「都市・地域再生等利用区域」に係る制度の概要

① 指定方法

河川管理者（県）、市町等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意が図られた区域を、河川管理者が指定し、併せて占用方針（占用施設を含む）及び占用主体などを定めます。

② 占用施設について

イ) 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設または船舶上下架施設（斜路を含む）

ロ) 上記施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

ハ) 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床

ニ) その他都市および地域の再生のために利用する施設（これと一体をなすロの施設を含む）

※下線の施設：今回の改正により追加される商業的利用が可能となる施設

③ 占用主体について

1) 地元の市・町等（第 3 セクター等を含む）

2) 営業活動を行う事業者等であって、県（河川管理者）と市（町）等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの（公平性および透明性のある選定必要）

3) 営業活動を行う事業者等（同上）

④ 景観及び社会的環境との調整等について

・治水上又は利水上の基準、景観及び環境との調整についての基準等は従来と同じ。

